平成２６年（フ）第７３７６号
東京都中央区日本橋箱崎町11―５　ＹＴＫビル４Ｂ
破産者　清家　晶子
1　決定年月日　平成26年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７３７７号
東京都中央区日本橋箱崎町11―５　ＹＴＫビル４Ｂ
破産者　清家　和子
1　決定年月日　平成26年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７４４０号
東京都目黒区上目黒５丁目26番21号
破産者　株式会社ドロップキック
1　決定年月日　平成26年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７４４１号
東京都江戸川区東葛西７丁目９―６―206
破産者　佐藤　　章
1　決定年月日　平成26年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７４４６号
東京都中央区新川２丁目18番10号　コヒナタビル
破産者　株式会社グリーナイザー
1　決定年月日　平成26年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７４５４号
東京都江東区森下３丁目19番６号
破産者　株式会社ＡＧＯＲＡ
1　決定年月日　平成26年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７４６３号
東京都府中市住吉町３丁目21番地６
破産者　株式会社サンキ綜合
1　決定年月日　平成26年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７４６４号
東京都昭島市郷地町３丁目10―８―409
破産者　林口　喜六
1　決定年月日　平成26年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７４９７号
東京都渋谷区千駄ケ谷１丁目11番９号
破産者　有限会社レイ・クリエイティブ・ハウス
1　決定年月日　平成26年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７４９８号
東京都中野区中央１丁目28―６―203
破産者　川島　隆男
1　決定年月日　平成26年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７５２７号
千葉県木更津市畑沢南５―７―22　長谷川貴子方、住民票上の住所東京都世田谷区上祖師谷５丁目２―３
破産者　阪本　　孟
1　決定年月日　平成26年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７５６５号
東京都渋谷区代官山町15番９号４階
破産者　アンダーフィールド株式会社
1　決定年月日　平成26年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７５７０号
東京都渋谷区渋谷２丁目７番13号
破産者　竹尾商事株式会社
1　決定年月日　平成26年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７５７１号
東京都世田谷区下馬２丁目37―６―102
破産者　竹尾　　学
1　決定年月日　平成26年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７５７６号
東京都葛飾区堀切１丁目20番８号
破産者　有限会社小雀起業
1　決定年月日　平成26年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７５７７号
東京都葛飾区四つ木４丁目５―10―202
破産者　小雀　重雄
1　決定年月日　平成26年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７５８８号
東京都葛飾区宝町１丁目25番６号
破産者　有限会社グッドワン
1　決定年月日　平成26年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７６０４号
東京都世田谷区若林４丁目29番34号
破産者　有限会社プランニングスポット
1　決定年月日　平成26年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７６０５号
東京都世田谷区若林４丁目17―17
破産者　嶋田多美子（旧姓村林）
1　決定年月日　平成26年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８２３１号
東京都台東区東上野４丁目18―２―602
破産者　鎌倉　慎吾
1　決定年月日　平成26年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８３１４号
千葉県市川市塩焼４丁目12―22―202
破産者　二村　　稔
1　決定年月日　平成26年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８３５９号
東京都大田区西六郷２丁目21―７―102
破産者　生艸　徳男
1　決定年月日　平成26年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部